開 会 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小松則明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。 2番、臼澤良一君及び3番、佐々木慶一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小松則明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第61号 大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定につい て

日程第4 議案第62号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正 する条例について

日程第5 議案第63号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

日程第6 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて

日程第7 議案第65号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例について

日程第8 議案第66号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改

正する条例について

日程第9 議案第67号 令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第3、議案第61号大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてから、日程第9、議案第67号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについてまで、7件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。 総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 令和3年第3回大槌町議会臨時会における議案7件に つきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第61号大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」による予防接種健康被害調査委員会の設置について、地方自治法第138条の4、第3項の規定により、条例を制定しようとするものであります。

議案第62号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、大槌町議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第63号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、諸般の情勢に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第64号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、令和 3年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しよ うとするものであります。

議案第65号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、令和3年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第66号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の職員の報酬に関する新規条例の制定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第67号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについては、

新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う増額補正であり、歳入歳出予算に2,069万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を115億8,055万2,000円とするものであります。

以上、一括して提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第61号 大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定につい て

- 0 -----

○議長(小松則明君) 日程第3、議案第61号大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条 例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(小笠原純一君) 議案第61号大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条 例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」によりまして、予防接種健康被害調査委員会の設置について、所要の条項を定めるものでございます。

次のページの資料を御覧願います。

- 第1条では、調査委員会の設置について記載してございます。
- 第2条では、調査委員会の所掌事務について記載してございます。
- 第3条では、調査委員会の委員の組織及び任期について記載してございます。
- 第4条では、調査委員会に委員長を置くことについて記載してございます。
- 第5条では、調査委員会の会議について記載してございます。
- 第6条では、調査委員会の庶務について記載してございます。

第7条では、本条例で定めるもの以外について、町長が別に定める旨を記載してございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和3年12月1日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 条例設置についていくつか伺いたいと思うんですけれども、まず 当町においての予防接種、いわゆるワクチン接種、これはどれぐらいの種類があるのか

伺いたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) ワクチン接種の種類に関しましては、コロナワクチン に関しては現在ファイザー社のものを使ってございます。
- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 予防接種が何種類あるかというのをお聞きしたかったんですけれども、インフルエンザはじめ、いろいろBCGとか、子供に関するワクチン接種が様々あると思うんですけれども、結構な数がある中において、これまで副反応に対する健康被害調査委員会がなかったことにまず私は驚くわけでありますけれども、自治体によってはこれまで要綱として定めていたところも結構あるんですよね。今般の新型コロナワクチン接種によって副反応というものが大きくクローズアップされたこともあって、予防接種健康被害調査委員会設置ということにつながったと思うんですけれども、そこで副反応によって健康被害が生じた場合の手続的な流れというのを教えていただきたいんですね。まず、条例の第6条、委員会の庶務は健康福祉課において処理する、ここが始まりで、その後どのような流れで国に報告されるのか、ここをまず御提示いただきたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。

まず、健康被害の申請手続に関しましては、国で定めます申請書をまず第一としてございます。また、補償・救済の内容によっては死亡診断書でありますとか、あとは医師の診断書等を付記する、あとそのほか住民であることを証明する住民票の抄本等を添付するという形になります。これらを市町村が受理した場合に、今回立ち上げます調査委員会にて審議をし、都道府県経由で国のほうに進達をするという流れでございます。

- ○議長(小松則明君) 菊池忠彦君。
- ○1番(菊池忠彦君) 分かりました。

それと、町民の方で、今回新型コロナのワクチン接種後に体に異常を感じている方というのもやはりいらっしゃるわけで、通院されている方が病院の先生に相談したところ、ワクチンとの因果関係が分からないからということで、とりあえず薬を処方されている方なんかもいらっしゃるんですね。それで、この調査委員会についてですけれども、今私が申し上げたようなケースであれば、病院では町に対して報告義務というのが必ずし

も現時点ではあるわけではないというふうに認識しておりますけれども、このワクチン接種によって健康被害が生じた疑いのある方がわざわざ役場の窓口で報告する前に、まず町と病院の連携を強く求めたいと思います。それで、その後しっかりと調査委員会の中で協議していただいて、こういった健康被害に関しての認識をしっかりと持っていただきたい。そのことに関して何かあれば。

- ○議長(小松則明君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(小笠原純一君) ありがとうございます。

まずやはりワクチンの接種、今回の被害救済に関する手続にしてもさることながら、 やはりこのワクチンの接種においては、接種を受けられる方の健康であること、そして できるだけ健康被害、新たな被害が発生しないことが第一であると思います。このこと から、行政と医療機関、地域の医療機関との連携は密であることが非常に重要であると 認識をしております。これまでのワクチン接種もそうですし、これから始まります第3 回目の接種に関しても、町内の医療機関あるいは郡、市医療機関との連携を図りつつ、 極力安全かつ確実な接種、あるいは万が一のことがあった際にも救済につながるような 形の連携強化を引き続き図っていきたいと、このように考えております。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第61号大槌町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

日程第4 議案第62号 大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正 する条例について

○議長(小松則明君) 日程第4、議案第62号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第62号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条

例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、諸般の情勢に鑑み、大槌町議会の議員の期末手当の支給月数を、本年12月期においては0.1月減、来年6月期以降については0.05月減じるものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第1条、大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第4条第2項中、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とあるものを、 改正後は「100分の115」とあるものは「100分の157.5」に改めるものです。

第2条、大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第4条第2項中、「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とあるものを、 改正後は「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」に改めるものです。

附則で、この条例は令和3年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) すみません、この条例に賛成の立場でなんですが、ちょっと1点だけ質問させてください。

11月19日開催の全協でも説明を受けましたが、この改正というのは一般職の場合は、 人事委員勧告とは岩手県の人事委員の勧告で確定されるということなんですが、今回条 例の提案理由に、諸般の情勢に鑑み改定するということが明記してあります。私自身も 昨今の新聞、テレビ等々の報道、国内外の様子というのは認識しておりますけれども、 町が認識している諸般の情勢というのはどういうことがあるのか、二、三例を挙げて御 説明していただければありがたいです。よろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) まず、今回の一般職の期末手当の改正、それと特別職のほうの期末手当の改正についてでございますけれども、初めに一般職のほうの改正があって、それから特別職のほうの改正が引きずられて改正されるというような流れになっております。

初めに、一般職の改正については、岩手県の人事委員勧告に基づきまして、岩手県の 人事委員会のほうで人事院のほうと共同して、県内の149事業所を対象に給与実態調査 等を行ったということでございます。本年の4月時点で公務と民間の給与の調査をした結果、給与については民間と差異がないということで、給与の改正はございません。ただし、ボーナス月については、民間については4.28月、公務の支給月数が4.45月ということで、公務のほうが0.17月多いことから、一般職のほうの期末手当については0.15月減とするということになったものでございます。これに伴って特別職の報酬については岩手県のほうにおいて0.1月減というふうに決めたということでございますので、これまで当町のほうでも給与改定、報酬等の改定は岩手県のほうの勧告に基づいて進めてきたという経緯を踏まえて、0.1月の減ということにさせていただきました。

- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) すみません、私自身が聞いたのは、岩手県の状況については私も 承知しております。10月12日の岩手県の人事委員会勧告が発令されているわけですが、 その中で内容を見ますと、県内の50人以上の民間事業者、458か所から149か所をサンプ リングして、それで今回の岩手県の人事委員勧告が定められてますが、私はそういうこ とではなくて、これは大槌町の条例ですので、大槌町のいろいろな情勢があって提案さ れると思っていましたので、例えば大槌町の経済的な、それから大槌町の事業所の動向 なんかも役場の中において考えて、それで諸般の情勢という表現にしたのかなというこ とをお聞きしたかったわけですけれども、再度お願いします。
- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○参事兼総務課長(藤原 淳君) 今回の改正の理由として、諸般の情勢という表現を使わせていただいておりますが、給与改定にしろ、期末手当の改定にしても、これまで岩手県の人事委員の勧告等に基づいて当町でも進めてきたということもございますので、理由につきましても同様の理由で進めてきておりますので、それに倣ったという形になります。特別、当町の情勢等を調べて改定しているというものではございません。
- ○議長(小松則明君) 臼澤良一君。
- ○2番(臼澤良一君) 了解いたしました。

私が欲しかったのはさっき言ったように、岩手県の状況というより町の状況、そういう経済的な、事業者のそういうことも考えて提案していただければと、それが私の願いでした。

以上です。

○議長(小松則明君) その他ございませんか。(「なし」の声あり)質疑を終結いたし

ます。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第62号大槌町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

○議長(小松則明君) 日程第5、議案第63号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第63号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、諸般の情勢に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を、本年12月期においては0.1月減、来年6月以降については0.05月減じるものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第1条、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第8条第2項中、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とあるものを、 改正後は「100分の115」とあるものは「100分の157.5」に改めるものであります。

第2条、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第8条第2項中、「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とあるものを、 改正後は「100分の122.5」とあるものは「100分の162.5」に改めるものです。

附則、この条例は令和3年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年 4月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第63号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第6、議案第64号一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第64号一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の期末 手当の支給月数を、本年12月期においては0.15月減、来年6月以降については0.075月 減じるものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第20条第2項中、「100分の130」とあるものを、改正後は「100分の115」に 改めるものです。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第20条第2項中、「100分の115」とあるものを、改正後は「100分の122.5」 に改めるものです。

附則、この条例は令和3年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年 4月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。 これより議案第64号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を

改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第65号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第65号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年の岩手県人事委員会の勧告に鑑み、特定任期付職員の期末手当の支給月数を、本年12月期においては0.1月減、来年6月期以降については0.05月減じるものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

第1条、大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第8条第2項中、「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とあるものを、 改正後は「100分の115」とあるものは「100分の157.5」に改めるものです。

第2条、大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前、第8条第2項中、「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とあるものを、 改正後は「100分の122.5」とあるものは「100分の162.5」に改めるものです。

附則、この条例は令和3年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は令和4年 4月1日から施行する。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第65号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改 正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第66号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長(藤原 淳君) 議案第66号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、非常勤特別職の職員の報酬に関する新規条例の制定に伴い、所要の改 正をしようとするものであります。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正後は、別表中に大槌町予防接種健康被害調査委員会委員を加え、日額報酬を2万円とするものです。

附則により、この条例は令和3年12月1日から施行するものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第66号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する 条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第67号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(太田和浩君) 議案第67号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額1,194万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金であります。

2項国庫補助金、補正額875万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費国庫補助金であります。

2ページをお願いいたします。

歳出。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額2,069万7,000円の増は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る経費の増であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,069万7,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億8,055万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。

5ページをお開きください。

歳入、一括します。

歳出、一括します。

○議長(小松則明君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。 (「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第67号令和3年度大槌町一般会計補正予算(第5号)を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松則明君) 本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

以上で令和3年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。 御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時32分

上記令和3年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の 正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員